

恵庭市告示第 15 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により  
恵庭市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において  
準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、恵庭市森林整  
備計画書（案）を縦覧に供する。

なお、恵庭市森林整備計画（案）に意見のある者は、縦覧期間が完了す  
る日までに、恵庭市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出す  
ることができる。

令和6年2月13日

恵庭市長 原 田 裕



- 1 縦覧場所 恵庭市役所経済部農政課
- 2 縦覧期間 自 令和6年2月13日  
至 令和6年3月13日